

## 消費者を守る法律が強化されました

昨年12月に「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部を改正する法律が施行されました。

主な改正のポイントは次のとおりです。

### ①規制の抜け穴を解消

①これまでの指定商品・指定役務制を廃止して、訪問販売等では原則すべての商品・役務が規制対象となりました。

②クーリング・オフになじまない商品・役務等は、規制の対象から除外となりました。  
 ③割賦の定義を見直して、これまで「2か月以上かつ3回払い以上」の分割払いのクレジット契約に加え、「2か月以上後の1回払い、2回払い」も規制対象となりました。

### ②訪問販売規制を強化

①訪問販売業者に「契約しない旨の意思」を示した消費者に対しては、契約の勧誘

をすることが禁止となりました。

②訪問販売で、通常必要とされる量を著しく超える商品等の購入契約をした場合、契約後1年間は契約を解除できることとなりました。  
 (ただし、消費者にその契約を結ぶ特別の事情があった場合は例外)

### ③クレジット規制を強化

①個別クレジットを行う事業者は登録制とし、立入検査、改善命令など、行政による監督規定を導入しました。

②個別クレジット業者に、訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為について調査することを義務付け、不適正な勧誘があれば消費者への与信が禁止となりました。

③与信契約をクーリング・オフすれば販売契約も同時にクーリング・オフされるようになりました。

④訪問販売業者等が虚偽説明等による勧誘や過量販売を行った場合、個別クレジット契約も解約し、既に支払ったお金の返還も請求が可能となりました。

⑤クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した

支払能力調査を義務付け、消費者の支払能力を超える

### ④インターネット取引等の規制を強化

①返品可否・条件を広告に表示していない場合は、8日間、送料を消費者負担で返品(契約の解除)が可能となりました。

②消費者があらかじめ承諾・請求しない限り、電子メール広告の送信が原則的に禁止となりました。

③電子メール広告に関する業務を一括して受託する事業者についても、規制の対象となりました。

④オプトイン規制に違反した場合、行政処分や罰則の対象となりました。

⑤クレジット会社等に対して、個人情報保護法ではカバーされていないクレジットカード情報の保護のために必要な措置を講じることが義務付けるとともに、カード番号の不正提供・不正取得をした者等も刑事罰の対象となりました。

### ⑤その他

①クーリング・オフがあった場合、仮に商品を使用した場合でも、事業者はその対価を原則請求できないことになりました。

②違反事業者に対する罰則を強化しました。

③クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度を導入しました。

④訪問販売協会による自主規制を強化しました。

このほか、この法律について詳しいことは、「消費生活安心ガイド」<http://www.no-trouble.jp>でも確認することができます。

また、このような事例があった場合や、身近で聞いたなどのご相談は、産業経済課(☎893-1115) 月曜日9時~16時)や県立消費生活センター(☎824-0999) 月~金・日曜日9時~16時45分)までお願いします。

## 多重債務でお悩みの方に

四国財務局には、借金を抱え悩んでいる方のための「相談窓口」があります。

多重債務問題は必ず解決する問題です。悩まずに相談してください。

必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っています。

### 相談方法

まずお電話ください。  
 相談費用は必要ありません。

### 相談窓口

☎087-831-2155 (直通)

☎087-862-8780

高松市野町26番1号

四国財務局

財務広報相談官

多重債務相談員

### 受付時間

月曜日~金曜日

(祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

9時~12時、13時~17時